

## 8. ひとり親家庭

### ひとり親家庭への支援

ひとり親で育児をされている方のための制度を紹介します。  
各制度により対象となる方が異なりますので、詳細については各担当窓口へご相談ください。

#### 児童扶養手当

問合せ先：町民課戸籍年金係 TEL 572-3114

児童扶養手当は、両親の離婚などにより児童の母（父）、または母（父）にかわってその児童を養育している方、あるいは父（母）の身体などが重度の障がいの状態にある児童の母（父）に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。池田町に住民登録をされている方は、北海道知事の認定を受けることにより、手当が支給されます。認定請求の手続きなど、詳しくは下記係までお問い合わせください。

- ◆支給要件：次のいずれかの状態の児童（18歳の年度末まで、心身などに中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の養育などを行っている方
  - ①父母が離婚した後、父（母）と生計を共にしていない
  - ②父または母が死亡した
  - ③父または母に重度の障がいがある
  - ④父または母がDV防止法による保護命令を受けている
  - ⑤母が婚姻しないで出生した ほか

※児童の父または母、同居する方などの所得制限の条件があります。
- ◆手 当 額：（R5年4月から、対象児童1人の場合）  
全部支給 月額 44,140円  
一部支給 月額 10,410円～44,130円
- ◆支 給 月：年6回（奇数月）の支給になります。
- ◆そ の 他：婚姻（事実婚なども含む）したときや支給要件に該当しなくなったとき、受給者または児童が新たに公的年金等を受けられるようになったときや児童が公的年金等の加算対象となったとき、氏名・住所・銀行口座などに変更があったときなどには届け出が必要です。届け出がない場合、支給の差し止めや資格を喪失していた期間の手当を全額返還することになりますのでご注意ください。



#### 医療費助成

問合せ先：町民課保険係 TEL 572-3114

ひとり親家庭（母子・父子家庭）のみなさんが保険証を使って医療機関で受診された際、保険診療金額について、その全部または一部を助成します。

- ※所得制限があります。
- ※保険適用外の費用などは対象外です。
- ◆対 象：18歳未満の母子家庭の母・父子家庭の父（18～20歳未満の子を扶養している母または父）の入院費と18歳未満の児童（扶養されている場合は20歳未満の子）の医療費。
- ◆手 続 き：健康保険証を添えて「ひとり親家庭等医療費受給者証」の交付を受けてください。

#### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

母子父子家庭等の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的に、北海道が行っている制度です。

- ◆資金の種類：修学資金、就学支度資金、就職支度資金、その他（技術習得など）

#### 母子父子家庭贈与金

問合せ先：保健子育て課子育て支援係（保健センター）TEL 572-2100

母子父子家庭を対象にお子様の小学校入学・中学校卒業に対して贈与金をお贈りしています。  
※該当基準があります。

- ◆対 象：小学校入学予定者、中学校卒業予定者
- ◆支 給 額：対象児童1人につき20,000円  
※所得制限があります。
- ◆手 続 き：毎年2月に「広報池田」などにて周知いたします。